東京大学評価委員会規則

平成１８年２月２４日
役員会議決
東大規則第６７号
（全改）
沿革

（設置）
第１条　東京大学基本組織規則第１９条に規定する全学委員会として、東京大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（任務）
第２条　委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検評価の実施、点検評価結果の取りまとめ及び公表、点検評価結果に基づく改善方策並びにこれらに関連する事項（教員評価のあり方を含む。）について協議を行う。
（組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員長は、総長をもって充てる。
２　副委員長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
（委員）
第５条　委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。
(1)　理事
(2)　総長が指名する副学長及び執行役
(3)　研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。以下同じ。）
(4)　附置研究所長
(5)　学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長
(6)　附属図書館長
(7)　東京大学病院長
(8)　その他総長が必要と認めた本学の教職員　若干名
（委員の任期）
第６条　前条第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（招集及び議長）
第７条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
（定足数及び議決方法）

第８条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
２　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
（専門委員会）
第９条　委員会に、特定の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
（事務）
第１０条　委員会の事務は、本部総務課において処理する。
（補則）
第１１条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附　則
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成１９年７月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成２１年７月１日から施行する。
附　則
１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　東京大学教員評価制度委員会規則（平成２０年１２月１８日制定）は、廃止する。
附　則
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和４年６月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和６年７月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学評価委員会規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第２章　委員会等

沿革情報
◆平成１２年０４月１８日　　評議会可決
◇平成１８年０２月２４日
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２１年０６月２９日
◇平成２２年０３月２５日
◇平成３０年０３月２９日
◇平成３１年０３月２９日
◇令和０４年０５月１９日
◇令和０６年０６月２７日
◇令和０８年０９月１５日